

## 二本木連合町内会物品貸出の手引き

- 1 町内会の所有する物品（備品等を含む。）は、町内会会員の共通の財産として適正に管理するために、その手続きについて定めたものです。
- 2 町内会が貸し出す物品は、裏面記載した物品です。別表に定めた管理者の許可が必要です。
- 3 物品の貸出ができるのは、町内会の会員及び同居の家族や企業協力者並びに町内会の会員の福祉の向上を目的に活動する裏面に記載した団体です。
- 4 物品の貸し出しを受けようとする場合は、利用日の3日前までに所定の手続きし管理者の許可が必要です。（予約は、3か月前から）
- 5 次の貸出は利用できません。
  - （1）料金を徴収するなど営利を目的とした活動に利用する場合
  - （2）町内会の会員以外の会員を対象とした事業に使用する場合
  - （3）公序良俗に反する利用やこの物品貸出要綱の目的に反して使用する場合
- 6 町内会事業で利用する場合は、予約後（許可後）でも取消す場合があります。その場合に生じる損害は、町内会は負いません。
- 7 貸出期間は、7日間です。また、物品保管庫の鍵は、お貸ししません。貸出及び返却は、町内会業務時間内をお願いします。
- 8 貸出物品は、利用許可を受けた者が責任をもって管理し、その権利を第三者に転貸してはいけません。
- 9 貸し出しを受けた物品は、善良な町民として管理し、不具合や壊した場合は、管理者に報告すると共に修理等を行ってください。
- 10 貸出を受けた物品利用する場合は、必ず自己の責任で始業点検等を行い安全に利用できるか確認を行なってください。
- 11 利用に際し生じる消耗品等の負担や賠償責任が生じた場合は、利用者が負担します。

別表1									
二本木コミュニティセンター所有対象物品									
	貸出対象物品名	手続区分		管理者		貸出対象物品名	手続区分		管理者
		借用願	物品貸出簿				借用願	物品貸出簿	
連合町内会共有物品	青パトボックスカー	○		連合町内会長	調理物品	クーラーボックス		○	二本木町内会長
	軽トラック	○				ポップコーン製造器	○		
	テント	○				ウォーターサーバー	○		
	長机		○			▲綿菓子製造器 (使い方受講者のみ)	○		
	巻き尺(50m)		○			▲餅つき道具一式 (杵、釜、蒸籠)	○		
	パイプイス		○						
	拡声器		○						
ブルーシート		○							
屋外作業物品	チェンソー	○		二本木町内会長	屋外イベント物品 (体育倉庫) (備品倉庫)	グランドゴルフセット (ゴルフクラブ、旗、スタートマット)	○		充て役町内会長
	草刈り機	○				コードリール(防水)		○	
	芝刈り機	○				輪投げゲーム機	○		
	噴霧器		○						
	高枝切りばさみ		○			ビンゴ	○		
	ナタ		○			ビブス	○		
	サンダー		○			各種イベント物品	○		
	のこぎり		○						
	一輪車		○						
	スコップ		○						
	バーナー		○						
	側溝ふた上げ機		○						
リヤカー		○							
▲印の物品は、コミュニティセンター内でのみとし外部への貸出は行わない									

各町内会公民館所有対象物品 (管理者:保管町内会長)	
車いす	炊飯器
スクリーン	電子レンジ
プロジェクター	その他の調理器具
アンプ、マイク	
※①各公民館所有の物品は、その館内での貸出のみとし、外部への持ち出しは禁止とする。	
②公民館利用申請時、備考欄に記載する。	

貸出除外物品指針

防災倉庫内に保管する小型発電機他防災物品全般
紅白幕、白布等消耗的備品・機材全般
和太鼓、やぐら等、取扱に高度を要する高額物品全般
※別表1に記載無き物品は、貸出対象から除外する。

別表2

団体名
二本木日昇連合
二本木墓地委員会
こだまボックル子ども会
新町みかわ子ども会
二本木地区の小・中学校
安城市二本木公民館
地区社会福祉協議会
○上記のほか、その都度町内会長会議で認めた団体